

北海道武蔵女子短期大学紀要編集規程

(名称)

第1条 本学の紀要は北海道武蔵女子短期大学紀要と称する。特別号の名称については、そのつど別に定める。

(発行)

第2条 紀要は、原則として毎年度1回学年度末に発行する。寄稿の締切は原則として、その年度の1月中旬とする。

(編集)

第3条 紀要は紀要世話人が編集する。

(寄稿資格者)

第4条 本紀要の寄稿資格者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 本学の教員
- 2 本学の非常勤講師であって、世話人が寄稿を認めたもの
- 3 本学の職員であって、1～2号との共同研究者
- 4 その他、学問的価値などを考慮して、特に世話人が認めた論文の寄稿者

(未公開原稿の原則)

第5条 論文は未公開のものを原則とする。

(論文の種類)

第6条 寄稿論文は原著論文のほか、研究ノート、報告、翻訳、文献紹介などとする。

(原稿の基準)

第7条 論文1編の長さは、図、表、写真などを含め、400字詰原稿用紙50～60枚を基準とする。

第8条 縦書き・横書きの様式は寄稿者の自由とする。英文タイトル・記号・数字・注記・判型などの様式については別に定める。

(1人1編の原則)

第9条 寄稿論文は1人1編とする。ただし、共同研究の場合、もしくは2つ以上の原稿論文の合計が100枚を超えない場合には、複数の論文を認めることがある。

(原稿の訂正等)

第10条 紀要世話人は、寄稿論文に対して必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは、掲載見送りを要求することがある。

(著者校正)

第11条 校正は著者校正とし、校正段階での原稿の変更は原則として認めない。

(抜き刷り)

第12条 抜き刷りは1編につき50部を原則とし、150部までは寄稿者の希望により、それ以上については希望者の実費負担とする。

附則

1 この規程は、平成8年4月16日から施行する。